

議案第18号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

次のとおり風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（移動条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（移動後条及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(周辺における<u>店舗型性風俗特殊営業等が禁止される施設</u>) <u>第8条 法第28条第1項 (法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。)</u>の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(周辺における<u>店舗型性風俗特殊営業が禁止される施設</u>) 第8条 法第28条第1項の条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 略</p>
<p>(<u>受付所営業の禁止地域及び営業時間の制限</u>) <u>第11条 法第31条の2第4項ただし書に規定する受付所営業は、法第2条第6項第2号の営業とみなして、前2条及び別表第2の規定を適用する。</u></p>	
<p>(性風俗関連特殊営業の広告制限地域) <u>第12条 略</u></p>	<p>(性風俗関連特殊営業の広告制限地域) <u>第11条 略</u></p>

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第13条 略

別表第2 (第9条 - 第12条関係)

略

備考 略

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第12条 略

別表第2 (第9条 - 第11条関係)

略

備考 略

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）の施行の日から施行する。